

## 大阪府指定出資法人評価等審議会（第14回）

■と き	平成31年3月18日（月曜日）10:00～12:00
■と ころ	国民會館住友生命ビル12階 武藤記念ホール小ホール
■出席者	上林 憲雄（神戸大学経営学域長・大学院経営学研究科長・経営学部長・教授） 久保 明代（株式会社プロスパーコーポレーション 代表取締役会長） 坂本 守孝（坂本公認会計士事務所 公認会計士） 砂留 洋子（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 シニアコンサルタント） 八木 正雄（かけはし総合法律事務所 弁護士） 山本 彰子（山本彰子中小企業診断士事務所 中小企業診断士）
■議 題	（1）（公財）大阪府漁業振興基金の中期経営計画（案）について （2）指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書とりまとめ

### （1）（公財）大阪府漁業振興基金の中期経営計画（案）について

#### 資料1、2に基づき、法人から中期経営計画（案）について説明

委員：法人の中期経営計画が変更になれば、大阪府の第7次栽培漁業基本計画も変更されるのか。

法人：府の水産課とは常時話し合いをしているし、水産庁には府から計画変更の報告をする予定。

委員：4頁の「（1）収支と財務の現状の見通し」の記載が分かりにくいので、もう少し整理をして書いたほうがよい。改定前の計画よりも、これだけ収入が足りなくなっただが、このような取り組みによりこれだけ賄えるので、最終的に収支がこうなる、というところが全く見えない。

法人：承知した。

委員：収支計画を見ると、2021年度には一般正味財産残高はゼロになっているが、これは特定資産にバッファがあるので、それを取り崩していくという意味でいいのか。

法人：そのとおり。今計画中は、基本財産に手を付けることのないよう、特定資産も含めて使っていくということ。

委員：2021年度に一般正味財産残高がゼロになった後は、基本財産の取り崩しに入っていく、ということを少し心配する。他府県でも行っているところもあるとのことだが、基本財産の取り崩しは、今後、法人運営を持続させていく上で、特に問題はないのか。

法人：経理上の正しい処理として、財源に不足ができれば、法人が所有している財産を充てるということは当然のこと。当財団のような、特定資産という余剰分の財産を積んでいないところは、当然基本財産の取り崩しということになってくる。しかし、勝手にできるものではなく、内閣府や大阪府の法務課が所管している公益認定等委員会の了解や、当財団の理事会・評議委員会の了承があるので、それらの手続きを踏む必要がある。

委員：手続き的なものは分かったが、これからの法人の存続に問題はないと言えるのか。

法人：財団の大部分の経費を占める栽培事業は、大阪府が計画を策定し、事業の実施は無償委託という形態をとっている。例えば、財団の財務状況を鑑みて、府の計画値を減らすという流れになれば、経費は大幅に減らすことができ、持ちこたえることもできる。しかし、公益事業や助成事業について、これだけは続けたいといけないう府の方針があるのならば、苦しい時期は基本財産を取り崩してでも事業実施を優先していくことになる。よって、大阪府が公益事業を進める上で、どこまで経費をかけるかを明確に示していただければ、その方針に

合わせて基本財産を取り崩すまで行かうか、経費の削減だけで留めることが可能か、という選択肢になるかと思う。

委員：所管部局としても問題はないのか。

部 局：今後も低金利の状況が続く見込みであり、従前の収入は確保できないのは、ほぼ見えている。支出に関しては、2021年度までの3年間で従前以上の大幅な経費削減を考えており、そのような中で、どこまで収支バランスを改善できるのかを試みる。もう少し早く削減策に着手していたとしても、金利の状況を見ると、運用収入の範囲内で事業が賄える可能性というのは、あと何年延命できるかということであって、根本的には改善するのは難しいと考える。よって、一定の範囲の中で取り崩しを行うのは、やむを得ないと判断している。府の法務課とも、どこまで取り崩せるかの制限枠を整理しており、今後、漁協関係者や財団内部の調整・合意を取った上で、進めていく予定である。この3年間で、限界ギリギリまでの努力をし、その形をお見せする中で、真にやむを得ないという状況をお示した上で、取り崩しという形に進めていくのが、ベターなやり方だと考えている。

委員：本編5ページの、今後の対応ということで、新規事業に言及されているが、それぞれの新規事業に、具体的にどれくらいの費用がかかると見込んでいるのか。

法 人：今年度は約958万円、次年度の2019年度は約462万円、2020年度は約308万円、2021年度は約231万円と見込んでいる。

委員：金額が段々右肩下がりに落ちて行っているのはなぜか。

法 人：今年度の958万円と来年度の462万円のうち約100万円程度は台風の復旧事業費に充てるものであり、残りの金額を、災害保険や損害賠償保険に入るための加入促進費に充てる。保険の加入促進費とは、全漁業組合・全漁業者を対象にして、漁業操具や漁業施設の台風や地震など風水害による損害保険に入ってくださいというもので、加入いただいた方の掛け金を初年度は1/2、次の年は1/3、3年目は1/4と、3年間だけ助成する。よって、だんだんと金額が下がっている。

委員：昨年のような大きい台風がまた起こった場合、今見込んでいる以上に追加の支出をしなければならないということもあるのか。

法 人：そのとおり。復旧事業は、昨年の災害時も国の緊急対策事業の上乗せ助成という形で事業を実施している。今後も、国や府の補助事業の内容を見ながら、その都度考えていくので、増えることもあるかもしれない。

委員：事務局費他を2020年度、2021年度と20%ほど減らすような計画を立てられているが、具体的にはどういうところを削減するのか。

法 人：事務局費とは、事務費・管理費になるので、事務関係の消耗需用費や委託費の削減、あとは人件費の削減など、経営努力の中でできることをするつもりである。

委員：2019年度は同様の削減はできないのか。

法 人：現在の事務局長が府からの現職出向であるなど、人件費が販管費の多くを占めている。今以上の事務局費を削減するには、組織体制の見直しなども必須となってくるが、来年度当初からすぐにできるものでもないので、2020年度からとしている。

委員：余剰種苗を倍増させる計画となっているが、一方で効率化は図りながら、本当にそこまで増加させることができるのかと疑問に思う。仕立ての数を増加させるためには、仕入れなどは新たに発生するのではないのか。私は、個人的にゲノムの会社の役員に就任しており、ふく

や鯛について、ゲノムで培養させるということもできるので、そのあたりの活用なども何か考えられたらいいのではないかと思う。何か、別のプラスアルファのことをしなければ、この目標は正直しんどいのではないかと危惧する。

法人：まず、種苗を上限いっぱいまで作ることで、餌代は若干増えるが、1匹当たりの単価を下げることができる。そして、現在は知り合いなどに少し売る程度であるが、営業努力でもっと各所にたくさん売っていく。特に、私たちが生産特化しているキジハタは、全国でも、新たな魚種として栽培されているが、現在のところ十数県しか作れていない。そのうち、大阪は非常に優秀で、技術レベルが上位に入るが、他府県はまだ技術レベルが十分ではないので、大阪に頼っているところもある。よって、積極的に単価交渉などをする中で、営業をかけていき、高い目標に少しでも近づきたい。

委員：今回の中期経営計画の改定により、来年度の目標設定に何か影響するのか。

法人：まず、最重点目標である「稚魚放流尾数」であるが、マコガレイの生産を休止するため、それを除いて、最終年度までに30万尾を目標としたい。次に「食育推進事業の助成件数」であるが、現在、経費を少しでも削減しようと努力している中、助成件数を増やすということは、目標と逆行することになり、また金額的にも軽微であるため、項目から削除したいと考えている。そして、現在、「基本財産運用収入額」を項目に立てているが、2032年頃までは大きな借り換えがなく、金利が固定化されており、法人の努力シロがないため、削除する。かわりに、キジハタやヒラメ等の余剰種苗を、技術開発して増産して売却し、2021年度には4,000万円まで売却益を増やすという目標を新たに立てる。また、「種苗生産コストの削減」を取組み、現在約7,300万円の栽培事業費を、魚種をなくすとか、人件費を削減するとか、委託費を削減するとかで、約5,700万円まで削減するという目標を立てる。最後に、管理費の抑制ということで、これまで「管理費比率」を項目にあげていたが、管理費が変わらなくても事業費を削減することで、結果的に管理費比率が上がってしまうということにもなるので、それはやめて、純粹に「管理費」を項目とし、2021年度までに2,100万円まで削減するという目標を立てる。以上のような、見直しを行いたいと考えている。

委員：中期経営計画の数値、特に稚魚放流尾数などは自然災害にかなり影響を受けると思う。例えば、昨年度のような災害が起きた場合と、何もななくうまくいった場合といった、それぞれのプランを、公表するかどうかは別として、内部的にはお持ちなのか。要は、万が一の場合、リスクをどの程度見込んでおられるのかということをお持ちであれば、教えてほしい。

法人：昨年の台風も、稚魚には特に影響はなかった。ポンプがダメにならない限り問題はないが、逆にポンプがダメになるとゼロになる。ただし、ゼロになった場合でも、栽培漁業センターは各県に1つ以上あり、そこと連携して、余剰種苗を分けてもらい、少しでも、放流量を減らさないように努力はする。例えば、和歌山県の加太にある栽培漁業センターと、協定を結ぶなどしており、対応策はもっている。

委員：ゼロにならない対策は何かないのか。

法人：センターには自家発電の設備もあり、災害時の対応マニュアルなども作っており、非常時に耐えられるだけ耐えるように準備はしているが、それ以上のものはない。

委員：マコガレイを休止するのは、白点病が一部理由としてあげられているが、その病気を無くす研究はなされていないのか。

法人：カレイは北方に生息し、冷たい水温を好む。基本的に温暖化が進んでいるので、稚魚のうち

は飼いつらい。白点病などの病気は、実はどこにでも潜んでいる病気である。稚魚の活力がなくなればかかってしまう。低水温で飼っているときは、稚魚に活力があり、病気に打ち勝つ力を持っているが、温暖化により苦手な環境となると、そういった病気にかかりやすくなる。温暖化による温度変化はどうしようもないので、栽培漁業センターでは、そのような魚種はやめざるを得なくなるが、それに対応した魚種を作っていく。

委員：4頁の「(1) 収支と財務の現状の見通し」の記載の修正については会長が預かり、事務局と調整することとしてよいか。

各委員：異議なし。

## (2) 指定出資法人への人的関与の再点検に関する意見書とりまとめ

### 個別ヒアリング評価結果概要について、事務局説明

委員：認められると評価した理由は、(公財)大阪産業局は、府の中小企業施策に重要な関連があり、府が推進する施策の実行機関でもあり、その時の中小企業の状況や経済環境の変化によって、刻々と変わるものでもあるため、府の人的関与は必要と考える。

委員：条件付きで認められるとされた委員の意見はいかがか。

委員：条件付きと評価をした理由は、府としても当然関わらないといけないという前提に立って、統合した法人が軌道に乗るまで、まずはそこに注力する必要がある、その後、関与の必要性がどの程度変わるかを見てゆくと良いのではないかと考えた。いずれにしても、認められるという意味である。

委員：以上のご議論を踏まえると、審議会としては、(公財)大阪産業局常勤理事への府の人的関与の必要性は、「認められる」として、意見とりまとめ(案)についても、本審議会各委員の意見を反映したものであるため、文案どおりとしてよろしいか。

各委員：異議なし。

委員：質問だが、法人統合後は、両法人のポテンシャルを活かしたサービスの充実を図るということであるが、実際に何か考えていることはあるのか。両方の建物は、とても利用しやすいのだが、予約を入れるといっぱいことが多い。

事務局：現在は、産創館とマイドーム大阪の二つの拠点であるが、統合後は、このエリアのワンストップ化を徹底してゆくという計画になっており、具体的には、産創館の2階に両施設の利用相談を一括でできる窓口を設ける予定になっている。新たな利用方法については、今後検討していく予定である。

委員：来年度の再点検の進め方については、前回の再点検の手法を踏襲し、事務局案のとおりとしたいがよろしいか。

各委員：異議なし。